

平成25年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月3日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月3日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	水野智見
	3番	戸谷裕治	4番	安藤洋一
	5番	佐藤茂	6番	山田新太郎
	7番	伊藤俊一	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹	政策推進課長	黒川 静一
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		次長兼 総務課長	江上 文啓	安心安全課長	岡村 智彦
	民生部	部長	佐藤 一夫	次長兼 環境課長	上田 実
		次長兼 健康推進課長	川合 保	次長兼 子育て推進課長	鈴木 利彦
		高齢介護課長	能島 頼子	保険医療課長	山本 章人
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 まちづくり推進課長	志治 正弘
		土木農政課長	伊藤 保彦		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	橋本 浩之		
	上下水道部	次長	絹川 靖夫	下水道課長	加藤 和己
		水道課長	佐藤 正樹		
	消防本部	消防長	大橋 清	次長兼 消防署長	坪井 利親
		総務課長 兼予防課長	伊藤 啓二		
教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	部長兼 教育課長	鈴木 智久	
委員長 及び委員	監査委員	平野 正雄			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事 会 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	1 2 番	吉 田 正 昭	1 4 番	大 原 龍 彦	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第5 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第8 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第39号 表彰について
- 日程第10 議案第40号 蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第41号 蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第42号 蟹江町下水道条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第43号 字の区域の設定について
- 日程第14 議案第44号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区
（その1）請負契約の締結について
- 日程第15 議案第45号 指揮車購入契約の締結について
- 日程第16 議案第46号 平成25年度蟹江町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第47号 平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第48号 平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第49号 平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第50号 平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第21 議案第51号 平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第52号 平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 認定第1号 平成24年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第2号 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第3号 平成24年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第4号 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第5号 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第28 認定第6号 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第7号 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 認定第8号 平成24年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 追加日程第31 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第32 同意第3号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第33 同意第4号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第34 同意第5号 蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第35 議案第44号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区
(その1) 請負契約の締結について
- 追加日程第36 議案第45号 指揮車購入契約の締結について

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成25年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、鈴木教育部長、伊藤政策推進室長より、父の葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

過日、父の葬儀に際し、お忙しい中ご会葬を賜りまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

失礼いたします。

7月31日でしたが、父の葬儀の折にはたくさんの皆さん、おいでいただきまして、本当にありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書が配付されております。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、去る8月28日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 菊地久君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○議会運営委員長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

議長からのご指名によりまして、議会運営委員会の報告をさせていただきたいと思っております。

8月28日の水曜日、午前9時から開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1番目、会期の決定についてでございますが、本定例会の会期は、本日9月3日火曜日から9月25日水曜日までの23日間といたします。

2番目でありまして、議事日程についてでございます。

まず、本日3日が初日でございます。議案の上程、付託・精読の後、4件の人事案件と2件の契約締結案件を審議・採決し、その後に全員協議会を行います。

4日水曜日でございますが、3日に終了、または開催できなかった場合は引き続き行いま

す。

6日金曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第39号、議案第40号、議案第43号の3件の審査をお願いをいたします。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議案第41号、議案第42号の2件の審査をお願いをいたします。

12日木曜日は一般質問を行います。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で行います。

13日金曜日は、12日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

18日水曜日は決算審査を行います。

20日金曜日は、18日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

25日水曜日は最終日でございます。まず、追加議案上程、精読。委員長報告の後、議案審議・採決、追加議案審議・採決をし、閉会となります。

以上が9月定例会の議事日程でございますので、よろしくお願い申し上げます。

3番目でございますが、人事案件についてでございます。

同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、同意第3号から同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」の4件については、本日追加日程により審議・採決といたします。

4番目、契約締結案件についてでございます。

議案第44号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区（その1）請負契約の締結について」と議案第45号「指揮車購入契約の締結について」の2件は、本日追加日程により審議・採決といたします。

5番目、追加議案についてでございますが、議案第53号「旧蟹江高等学校解体撤去工事請負契約の締結について」は、最終日の冒頭に上程をし、精読の後、追加日程の上、審議・採決といたします。

6番目、行政報告についてでございます。

近鉄蟹江駅前自転車駐車場、近鉄蟹江駅北自転車駐車場の状況について、これは1つ目、2つ目、足湯について、以上の2件については、本日冒頭に副町長より報告を行います。

7番目、決算審査についてでございます。

一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

歳出については、款ごとに1人3回までといたします。

特別会計・水道事業会計につきましては、会計ごとに1人3回までといたします。

8番目、意見書についてであります。

6月定例会で継続となっておりました（1）から（6）の意見書及び6月定例会以降に提出されております（7）から（13）の意見書の取り扱いについては、一般質問終了後、本委

員会を開催し、協議することとなっております。（7）から（13）はお目通しいただきますようお願いを申し上げます。

9番目、議事日程についてであります。1番目につけてあるとおりでございますので、見ておいていただきたいと思います。

最後でございますが、10番目、その他についてであります。

（1）として、蟹江警察署早期建て替えの意見書についてであります。この意見書については、一般質問終了後、議会運営委員会で意見の取りまとめを行います。

（2）その他であります。9月25日水曜日、最終日、閉会後に議員総会を開催いたします。以上、報告にかえさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（10番議員降壇）

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

ここで、行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○副町長 河瀬広幸君

議長のお許しをいただきましたので、行政案件2件についてご報告を申し上げます。

まず、1点目は、近鉄の蟹江駅前の自転車駐輪場の関係でございます。

この自転車駐輪場は8月1日にオープンをいたしました。整備につきましては、昨年24年3月議会の全員協議会で全体計画の概要をご説明させていただいてから1年半が経過しております。そして、この8月1日には、全体計画2カ所のうち1カ所が近鉄蟹江駅前の自転車駐輪場としてオープンをいたしました。

オープンに先立ちまして、6月の全員協議会でご報告しましたように、7月20日から定期利用者の申し込みを受け付けまして、同月24日から定期を対象とした利用を開始いたしております。そして、8月1日からは、一時利用者を含め正式な全面供用を始めておるところでございます。

利用の状況といたしましては、開始した時期がちょうど夏休みの期間であったこと、まだ駅北側の仮設の駐輪場が利用できることから、開始当初は利用状況に少し余裕が見られた状況でございます。今後は、第2期として10月1日に開始を予定しているボランザパーキング東の近鉄蟹江駅北自転車駐輪場の開設にあわせて、仮設の自転車置き場が閉鎖されると、2カ所の施設でほぼ満車に近い利用状況になるものと予想しています。

利用数でございますが、直近のデータ、これは8月30日にとったものでございますが、まず、定期利用者が646台、利用可能台数848台に対しまして73%の利用率となっております。一時利用の状況は日々違うわけでございますが、マックス331台が利用可能でございますが、日平均いたしますと、大体五、六十台が利用されているという状況でございます。

今後の予定といたしましては、近鉄蟹江駅ボランザプラザの自転車等駐車が10月1日のオープンを予定しておりまして、それにかかわる定期の申し込み受付日は9月21日土曜日午前9時より先着順で受け付けを行う予定でございます。

また、この駐輪場の一角に、蟹江ライオンズクラブのご寄附によりまして、新たに防犯ステーションが同時に誕生いたしました。この施設は、地域のボランティアの皆様方によって管理運営されておりまして、近鉄蟹江駅周辺地域の防犯対策の拠点としてその役割が期待されているところでございます。

なお、新たな駐輪施設の運営は、自転車駐車場整備センターが行うものでありますが、町といたしましても、本施設のみならず、今後も町の玄関口にふさわしい駅前環境の形成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目でございます。

足湯の状況でございます。足湯の休止の延長についてのご報告を申し上げたいと思ひます。

足湯の休止につきましては、尾張温泉観光ホテルの解体工事の施工に伴って、利用者の安全をまず第一に考え、工事期間中の4月から8月末まで利用できない旨のご案内をさせていただいております。この状況の中で、足湯の早期開催に向け検討した結果、9月以降につきましても、蟹江病院の新規建設工事により大型車が頻繁に出入りすることなど、皆様の安全を考えますと、引き続き足湯の使用を当分の間休止させていただきたいと考えております。

休止の案につきましては、既に現地の看板、回覧板等で住民の皆様にはご案内をさせていただきました。足湯をご利用される皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、引き続きできるだけ早く足湯をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひを申し上げます。

次に、蟹江温泉リハビリ病院の建設計画であります。まだ確定している情報はございませんが、現在建設に向けて着々と準備を進めている段階とお聞きをしております。

なお、完成につきましては来年の秋ぐらいとお聞きしておりますが、今後も足湯と病院の建設につきましては、必要の都度ご報告を申し上げますので、よろしくお願ひをいたします。

以上2点についてご報告を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長 高阪康彦君

これで行政報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番吉田正昭君、14番大原龍彦君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

会議規則第121条ただし書きの規定に基づき、配付の文書のとおり、平成25年8月6日に名古屋市で開催されました「第27回愛知県町村議会広報研修会」へ松本正美君、安藤洋一君、水野智見君を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第4 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

配付の文書のとおり、平成25年10月30日、名古屋市で開催の「愛知県町村議会議長会第65回定期総会」に山田副議長を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、配付の文書のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部長・教育課長 鈴木智久君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

議長のお許しをいただきましたので、私からも推薦をさせていただきたいというふうに思います。

山田尊久さんにつきましては、皆さん方、大変よくご存じだと思います。人柄も大変温厚でありますし、礼儀も大変正しい方でございます。また、教育にも大変熱心でありますし、教育、学術、文化に関しても深い関心をお持ちであるというふうに認識をさせていただいております。

先ほど部長のほうからございましたように、平成6年に蟹江町の教育委員会委員に就任をされまして以降、平成20年からは委員長として大変活躍をされておみえでございます。教育委員に大変ふさわしい方だというふうに思っておりますので、ぜひとも議員の皆様方のご同意を賜りますように、心よりお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

○3番 戸谷裕治君

今、山田尊久さんのこれを、私もよく存じ上げているんですけども、教育委員会の委員さんの任期、この山田さんに関してはこれで20年、それで、これからやりますと二十三、四年になりますよね。こういう長期というのはどうのお考えで。それだけ聞かせていただきたいなと思ひまして。よろしくお願ひいたします。

○教育長 石垣武雄君

確かに山田委員は、今おっしゃったように二十何年という長くなっています。最初に任命されたのが一応30代じゃなかったかなと思ひますけれども、これにつきましては、適任者ということで、毎度こういうふうにやってまいりまして、ある年齢、つまりこれはもう70を超えた場合になってくるとちょっと難しい。そうじゃない場合は、前の委員長も、蟹江町の場合に小池委員長、あるいは加藤與志樹委員長もそうでありましたように、まだまだそういう力が発揮できるということであれば、何回もと言ってはおかしいですけども、教育委員さんをお願いしているというような流れでありまして、別に二十何年というようなことであつたとしても、新しい感覚を持ちながら教育に当たっていただくということで、差し支えないというふうにお願ひしております。

以上です。

○3番 戸谷裕治君

すみません、戸谷でございます。

その地域地域で大体選任されていると思うんですけども、教育委員さんというのは。新しい考えで、本当にそのままお持ちで、どんどん改革をしていただければ申し分ないんですけども、何かそういうことを危惧いたしましたもので、ちょっと質問させていただきました。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

他にございませんか。

(なしの声あり)

質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第6 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ないし日程第8 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、議長にお許しをいただきましたので、このご三人方の選任理由を述べさせていただきます。

まず最初に、関山和宏様でありますけれども、平成12年より固定資産税評価委員を務めていただいております。大変しっかりとやっておりますし、また、税理士、ご職業としても幅広く活躍をしておみえになります。見識も大変高い方でございますし、人望も大変厚い方だというふうに理解をさせていただきます。これまでいろいろ提出がございました審査の申し出につきましても、税理士の知識を十分生かしまして、ご審議をいただいております。委員長としての的確に対応をいただいておりますし、固定資産評価の審議をお願いするのは適切であるというふうに私自身も考えております。引き続き評価審査委員をお願いしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

また、岩田肇様につきましては、平成22年、まだ2年10カ月でございますけれども、大変ご尽力をいただいております。また、不動産鑑定士の資格をお持ちでございますので、前回の審議申し出におきましても、専門的な見地からいろいろ審議をいただいております。大変的確なアドバイスをいただいております。管理町としても大変助かっております。こうしたことから、固定資産評価の審議をお願いすることは適切である、適任であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

3人目であります。この江村滋子さんにつきましては、元学校の先生でございます。教育に対しても大変信念を持ってみえて、誰にでも公平に当たっておみえになるという大変人柄のいい方であるというふうに聞いております。また、たくさんの教え子の方から、今でもいろいろ相談を受けているというふうにも聞いておりますし、今後こうした幅広い人脈だとか、そして、経験を持ってみえる方、特に女性のきめ細かい観点から、納税者の代表として固定資産の評価をお願いすることについては大変適任であるというふうに考えております。伊藤委員の後任といたしまして、江村氏に固定資産評価審査委員会の委員をお願いをしたいと思いますというふうに考えておりますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願いしたいと思います。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第3号ないし同意第5号は精読にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号ないし同意第5号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第39号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第40号「蟹江町後期高齢者医療に関する条例及び蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第41号「蟹江町自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 水野久夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第42号「蟹江町下水道条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は防災建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第43号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第44号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その1) 請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

ただいま部長のほうからご説明がありました。今回この請負契約につきまして、総合評価というような形で、従来のやり方とは違う形でというご説明ですけれども、従来のやり方で、業者の皆さんというのは当然入札参加資格ということで、この仕事に対して参加資格というところで、もう資格があるということで参加してもらっているということが土台というか基本だと思うんですけれども、そこにさらに入札の参加資格があるけれども、それだけではなくて、さまざまな評価の加点を加えることによって業者を決定するよと、こういう新たなことなんですけれども、このやり方について大体どういう違いと、どのようなメリットというものがあるのかお伺いをしたいと思います。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

公共工事というのは、非常に入札のやり方は問題がありまして、低入札とか、それから、適切な技術力を持たない者が施工することによって不良工事等があります。そういうことが年々危惧されておりまして、そこで発注者の責任の明確化と、適切な発注方式、監督、検査のあり方など検討されまして、平成17年1月から品確法ができました。これに基づいて今のやり方の発注方式でございます。

このメリットは、品質面で競争させることによりまして、公共工事自体の品質を向上させること、それから、工事周辺の住民や利用者にとできるだけ迷惑をかけないということでございます。例えばガードマンのやり方についても、技術やなんかがしっかりしていれば迷惑かけないし、それらの対応もしっかりできることと、建設業者の育成の技術向上もありまして、今回要領で、土木工事1億円以上につきましては一般競争入札ということで、今回の方式をとらせていただきました。

以上でございます。

○8番 中村英子君

少しわからない部分はあるんですが、従来の入札参加資格者で入札を行っていただいて、そして、仕事を発注してきたというやり方の中に特に問題点等があったんでしょうかということをお伺いしたいと思いますし、それから、加算点をするところのその企業の技術力ですとか、配置予定技術者の能力だとか、その他もろもろ書いてあるわけですがけれども、これは誰がどのように評価を、どういうところで行うんでしょうか。その2点についてお伺いします。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

今までの入札につきましては別に問題ないんですけども、先ほど言いましたように、蟹江町の一般競争入札につきましては、対象工事取扱要領で、土木工事につきましては1億円以上とありますし、県とか国のほうでこういう方式をやりなさいということで、デメリットは、もう3カ月以上かかるんですわ、試算し出して、この入札をやるのまでに3カ月以上かかるもので、これが非常に日にちを要することでなかなかできないんですけども、今回の案件につきましては、今言いましたように、一般競争入札でそういう枠に当てはまったので、この方法をとらせていただきました。

それから、今の点数やなんかにつきましては、今までデータがありますので、その点数をつける状態がありますので、業者のほうから申請を出していただければ、うちのほうでその枠に入ったりなんかします。一番わかりやすいのが、配置予定技術者の能力とありますよね、ここの中で。これは現場監督でこの現場に配置させるよというデータがありまして、ここで新人やなんかだとデータを持っていませんので非常に安いんですわ。1点とかゼロ点になっちゃうんですけども、実績がある人は県やなんかのデータがありますので、それに基づいて加算点が高くなるという方法でございます。これはデータに基づいてやっていますので。

よろしいでしょうか。

○8番 中村英子君

そうしますと、加算点の部分というのは、町が持っているデータによるものではなくて、町が発注した実績だとか、そういうものによるものではなくて、企業のほうが自分のところはこうですよというふうに、入札の前にこれを提出するという、じゃ背景にあるデータというのは企業から出されているデータということなんですか、この加算点の部分は。はい、わかりました。

それから、企業のほうから出されているデータによる判断というのはちょっと理解がしにくいんですけども、この業者はどういうふうに評価しているかというその発注側の評価とは関係がないという言い方はおかしいですけども、あくまでも基本データは企業から出してもらっていると、そういう理解でよろしいんですね。

それから、このやり方については、業者の方々と相互理解というか、相互信頼というのか、そういうのは新たに構築されないと難しい面もあると思うんです。従来でしたら、できるだけ落札価格の低いほうにやるというやり方ですので、これは相互理解の上にやらないと、大変難しい点もあるかと思えますけれども、その点についてはスムーズなのか、ご理解の範囲というのはどういうようなものなのか、少しわかりませんのでお願いしたいと思います。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

先ほど時間がかかるということを行いました。これは学識経験者の意見を聴取するということで、愛知県の建設総合評価審査委員会のほうでこの書類を審査していただきます。外部へ出して審査してまいって入札を執行させていただきます。

業者の評点の認識につきましては、県でこれはみんなやっていますので、それによって文句が出ることはありません。皆経験者でございますので、県はこのようにやっていますので、これの評価点で何点つけてどうのこうのというクレーム等はございません。

○11番 奥田信宏君

11番の奥田でございます。

まず、これは金額を町に聞いていいのかどうかちょっとよくわかりませんが、これからの入札を今のこの方式でずっとやるのかどうか、まず1点と、これは副町長なりどなたかにお尋ねをしたほうがいいのかと思うんですが、例えばこのやり方を見ても、非常に点数が安い入札をしてもその方に落ちない可能性がかなりあることになりますよね。ということは、これから出てきます蟹江高校の解体工事なんか、特に、今までですと、解体なんてすごく安いお金で入札されたりなんかして、それじゃ設定枠は幾らだったんだなんて話が出るような入札、あるいは建築工事なんかでも、例えば思ったより70%台とか、80%台で入札されるのが結構今までたくさんあります。そうすると、これをこれから全部やるのか。それのもしどこかで線を引くとするならどういう基準で線を引くのか、一遍その辺をお尋ねをし

たいと思っております。

今後のこともありますので、下水だけの話じゃないことですので、下水はこういう方針がありますというふうに答えていただいてもいいですが、蟹江町全部の入札でありますので、一遍基本方針だけお教えをください。特に解体工事なんて、今までそれこそものすごく下がって受けておりますので、一度お教えをいただきたいと思っております。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

私のほうから考えを申し述べます。

先ほど言ったように、一般競争入札で1億円以上になった場合には、この品確法を用いて入札をやっていききたいと思っております。あと、これ以外については今までどおり指名競争入札で対応していききたいと思っております。

そういう考えでございます。

○総務部長 加藤恒弘君

今回、一般競争入札の制限付きのうちのまた総合評価の部分が出てまいりました。これにつきましては、今、下水のほうがいろいろなところでやっております、そして、県の指導もあります。そして、そういう組織もきちっとできておりますので、この件に関しましては、1億円以上だった場合にこういった手続をしていききたいということで今進めております。ただし、他のものにつきましては、土木事業につきましては1億円以上は一般競争入札、これは制限つきでございますので、要件がございます。先ほどと同じようにその経営審査、経営点数の何点以上とか、地域差とか、そういったものを入れた一般の競争入札をやっていききたいと思っております。

また、建築につきましても、2億円という基準を持っておりますので、これにつきましては、同じく一般競争入札の制限付きのものを進めるということで、まだそちらのほうにこの方式を導入するというようなところは、私どものほうでは進める予定ではございません。研究ということで、今一番最初にやっていただいておりますのがこの下水でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○10番 菊地 久君

10番 菊地です。

今、海部地区すべてが下水道事業という形で、中央道も穴を掘りましたし、津島もやりますし、弥富もやりますので、この地域、今大事業なんですよ。下水道事業というのはあちらでもこちらでも穴を掘ってずっとやっておりますが、穴の掘った後の地盤沈下の問題だとか、今までの建築物、構造物と違った一定の問題があったのかなという気がするんですが、下水道の工事だとかは、名古屋市というのは非常に進んでおるわけですよ。名古屋市というのは、じゃこういうような県の今指導したような方法で業者選定をしておるのかどうか。先例どうなのと。なぜこういう形で県が乗り出してきて、全体の業者を掌握をするような形

で点数制をしたり、業者選定に非常に力を入れてきた何かわけがあるのではないかと私はそういうように感じておるわけ。

したがって、蟹江町単独の話ではないものですから、県の下水道事業に関する業者選定に当たっての業者の点数制、それをこういう法でやりなさいという一定の基準値をつくって、入札選定を、業者選定を指導してきたという背景、これは素直に受けたときは、今の絹川次長がおっしゃったように、県の指導によってこういう形だと、選定やったり基準点をつけてということですが、その辺について正直なれていないと思うんです。なれていない中でそういうことをやるというのは、技術的にどうかと心配はするんですが、いずれにしても、海部津島であちこちの業者がやっておりますが、そこら辺も同じ基準で入札をかけて、工事の発注という先例、津島もやっていますし、飛島も弥富もやっていますし、大治もたしか、特にこの地域ぎょうさん穴掘ってやっていますので、そういうことについて、蟹江町単独ではないと思うんですが、この辺についてはよそはどんなような感じなんでしょうか、現実。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

余り把握はしておりませんが、蟹江町の場合は5,000万円以上が議決案件でございます。市の場合は1億5,000万円が議決案件でございますので、そこら辺の泳ぎ方もあると思うんですが、余りやってないと思います。

蟹江町は平成19、20にこの方法を一遍やらせていただいております。非常に、先ほど言いましたように低入札とか、一応談合とか、いろいろ問題がありましたので、県等指導等ありますので、今回何遍もくどいようですが、一般競争入札に当てはまったということで、今回この方法をとらせていただきました。ほかの市町については、多分この品確法はやってないと思います。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

こういうことになるんですね。今のだと1億以下で5,000万円だったか、7,000、8,000万だと従来型になるわけ。だから、見積もったときやら、工事区間を小さくすればそういうことになるわけ。でも、これからの今この図面でも出ておりますが、学戸地域の8番かな、番号ありますが、29番という番号のところのちょうどティアの前のところをずっとやっていますから、北のほうへ。これは区間区間で区切ってやったらこういう金額になるのか、金額を中心にしながら区間を区切るのか、そんなことによっても大様は変わるわけです。

だから、一番いいのは今回のような業者選定の方法のほうが、例えば中身は濃くなるよと、技術的にもいいし、あと、心配がないんだよということなのか、いや、そうではないのか、選択があるわけです。だから、蟹江町の行政にとって、業者選定に当たってこういう方法の選定をされた形で請け負っていただいたほうがいいという解釈、技術的に安心できるよということか、もう一つは、やり方としては、地元の業者、小さい業者でもこの程度できるから、

業者を指導する、育成するという考え方が昔あったんです。そういうような意味で、そんな難しいことでなくて、一定の条件さえ満たしておって入札で落札してくれれば、そこでやってもらったほうがいいのではないかとか、考え方はあるわけですけども、今の蟹江町の考え方で、1億ということだったものですから、こういうような方法でとられて、この方法はすばらしいことだなというふうに我々がよかったなど。

次には、また区画やっていくと、学戸をこれからどう進められるかどうかよくわかりませんが、時代の流れでいうと、本当はこういう穴掘ってやる下水道の処理、川を穴掘って、よそへ持って行って集中的に水の処理という方法から時代の流れで大きく変化してくるだろうと。バイオだとか、ほかのやり方というのは変わってくる時代が来るわけです。だから、今何しろ穴掘りから変えて、工事で水を流しから変えて、海へ放り込めばいいというのは大体これは建設省の考え方でやっておるものですから、厚生省の水処理の考え方はまた違います。それは時代の変化はこれから来ますけれども、そんなことを今私が言っても仕方ありませんが、今回はこういう方法でやるというのは、県のそういう基準や視点もあると同時に、担当者としてこれはこういうほうがすごいなど、これに限ると、こういう自信を持っておられるのかどうか、それを最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

まず、延長等ありますが、1億円以上かかって土地を切ったりなんかすることは金額的にできませんでしたので、1億円以上で今回発注をさせていただきました。

それから、今この入札のやり方がベストかといえば、事務局も3カ月以上しっかりやらせていただきましたので、今の現時点ではこの方法がベストだと思っております。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第45号「指揮車購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 大橋 清君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

落とされたところが平和機械なんです、事務所は金山でございますが、工場も金山なんですか、つくっておるところ、それが1つ。それから、本体シャシーなどは自分のところではなしに日産だとか、トヨタだとか、本体は大体どちらかを持ってきて改造をしたりして、とってくっつけたり、モリタやなんかポンプやなんかでもそうですけれども、ポンプを中心のときはモリタが非常に強いんで、ほとんどモリタへということになるんですが、指揮車というのはどこがポイントになるのかな。5人乗りで自動車の格好やなんかでもどういうふうなのか、特別はしご車がつくわけじゃありませんし、上につうと指揮官が5メートルだかすうと乗って、そこから号令を発するような特殊なものがやるだとか、無線は特殊な無線だとかかなのかなというふうに思ったときに、これは近況で7社が指揮車をつくった業者だということで、実績がおありのところだけが入札業者に最後絞ったようでございますけれども、ポイント、お値段よくわからんですが、これで日産が一応入っておるんですが、日産が早々にすぐと辞退をしておるんですよ。850万円で2回目辞退してますので、落とされたところは平和機械さんがこの値段で落ちておりますけれども、指揮車というのはどこに大きな相違があるのかなと思っておるんですが、今回、まずこの会社、平和機械というのはここに本社があるけれども、どこで工場をお持ちでやっておみえなのかなと。

○消防長 大橋 清君

指揮車は鳥取のほうでつくっております。鳥取に工場がございますので、そちらのほうでつくる予定でございます。

あと、指揮車というのは、現場の中で指揮隊が一番に出動して、それからタンク車とか、ポンプ車、あと救急車、そういうので出動をします。そういう中で安全管理とか、現場の状況を把握して現場の隊員に適切な指示を与えるという部分がありまして、あと、人命救助の部分で屋内進入とか、そういうことをやるような形をとる指揮のかなめでございます。今まではタンク車の中に指揮台を置いてやっておったんですけれども、今、指令センターが発足しまして、本来は17年6月に指揮隊をつくるということをいわれておりまして、それから今までは指令車を使って指揮をやっておったのが現状でございます。

あとは何でしたか。

○10番 菊地 久君

さっき言いましたように、鳥取ですので、どこのシャシーを使われるのかなと。一般の車両でこの排気量で計算していくと、乗用車タイプにしる、ワゴン車タイプにして計算すると大体出るんです。それにプラス、指揮車ですと、どこをどういうふうにボディを改良したり、前後をどうするのか。室内が指揮車でございますので、5人乗りであります、5人が座って乗る方法なのか。そこで、例えば誰かが入って会議ができるだとか、応急的にこういうのがあるんです。だから、想像したときに、指揮車であると一定の全部をそこで指揮、無線で

やり、救急をやる、事務所が動くと一緒になんです。消防署の本部が動くと一緒にございまして、それだけの機能をそろえたということですので。

だから、別に車両以外に、例えばこの車両を買いますと、350万だとか、400万だとすると、外の装備で300万くらいが必要になるのかなと、ざっと概算やっておるんですが、どういうところへ重点を置かれたのかなと、ちょっと理解がしづらいもんですから、もう少し。これは資料は前にもらったかね、こんな指揮車をやるというのは。もらっておれば、私は見てないもんですが、あるのこれは。

○消防長 大橋 清君

渡していないと思いますが、車両はトヨタのハイエースを使う予定でございます。スーパーロングバンでワイドボディ、ハイルーフという種類を使っております。それで、今言ったあとは指揮隊が台をつくって置いてあるんですけども、これは内装でそういった指揮をやる資機材をそこに積み込みます。それで、5人乗れるように改造するということでございますので、あとは、予防課で、人と警察車もよくあるんですけども、車の中へ入れて事情聴取をしたりします。予防課という立場もありますので、予防課はその指揮を使って秘密の状況を聞かないかんもんですから、それで、車の中で聴取をしたりということをする予定でございます。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

一応発注された姿、形、色でも、どういう色を塗るのか。指揮車にふさわしいような色があるんですよね。そういうようなもので、どこどこのを参考にされるかどうかわかりませんが、本部が動くと一緒にですので、移動なんですよ。小さなときはいいです、大きな災害だとか、大火のときなどは必ずそれは動いてくるわけ。そこで中心になって住民をあれしたり、各地域の消防団を掌握したり、いろいろやるもんですから、大体トップが、消防長が来なければ消防長に匹敵する人が必ずその指揮官において、指揮をするわけです。だから、重要な車でございますので、その辺の焼き芋を売りに行くような焼き芋屋の車じゃありませんので、大事な指揮官が入るものなんです。

だから、どんなようなのを想像して今回おつくりになったかなというのが若干ぴんとこないもんですから、今トヨタのハイエースを使う、あつトヨタだと。それで大ききでいうと大体何ぼぐらいだと。そうすると、改造していくと大体概算で頭できるわけ、我々だって。その辺のところをやはりこういうものをつくらさせていただきますよと。そして、入札をかけたよと、こういうことでないと、ちょっとわかりづらいんですよ。

消防長かわったばかりでなかなか引継ぎがうまくいかなんだかどうかわかりませんが、ぜひわかりやすく、資料なども提出していただくとわかりやすくなりますし。納入というのがいつだったか、私も見落としているかもわかりませんが、納入はいつごろに入って

きますよと。年末には無理だろうと思いますけれども、いつごろだとか、そんなことも言うていただければ。

○消防長 大橋 清君

菊地議員がおっしゃったように、そういった形でやっておりますけれども、納入は2月の終わりごろに納入したいと思っております。今まだ仮契約の状態でございますので、この議会の中で承認をいただかないと進めませんので、よろしく願いいたします。

(「出初式に間に合わなんだか」の声あり)

申しわけございません。6カ月ぐらいはかかりますもんですから、シャシーとかそういうので。よろしくご指導お願いします。

○4番 安藤洋一君

4番 安藤洋一でございます。

まず、1回目の入札で一応予定価格の770万円を切った金額が出ていますけれども、それから、なおかつ2回目に移るこういう基準というのは何かあるんですかね。金額的にもうちよっと値切りたいとかなんかそういう基準があるのか。それが1つ目で、もう一つは、3番の株式会社モリタ、ここの金額は、1回目が980万円、これが2回目では240万円ほどの大幅な値引きが出ていますけれども、例えばこういうところが落札したときに、こんだけ値引きしてくれてどうなんだろうとか、品質いいのかなとか、そういう懸念とかはないんですかね。ほかは大体そこそこ頑張っておるなという値引きがあるんですけども、ここの値引きは大幅な値引きで、何か破れかぶれで値引きしたみたいなきがするんですけども、本当にこういうところがもし落札した場合にはそういう審査があるのかどうか、その辺ちよっとお聞かせください。

○消防長 大橋 清君

基準ということは、一応蟹江町の予算が決まっております、その予算から入札をするまでに指名審査会等を経てその業者を選定しますので、そういう中で……

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。入札の執行の関係でございますので、私のほうからご答弁を差し上げたいと思います。

この予定価格の770万7,000円というのは、実は消費税を含んだ額で予定価格を立てます。ここにございます1回目の入札金額、記載金額、これは消費税抜きの額でございますので、これと対応させるためには734万円が今回の予定額、入札比例価格という形になります。ですから、最初の738万円はそれに4万円足しておりませんので、これは第2回目を執行するという順序になってまいります。それから、第2回目を行う場合については、6番の愛知日産がございましたように、辞退も可能でございます。

この辞退という部分でございますが、入札につきましては、第1回目の金額以下を提出す

るという条件のもとで第2回目応札していただくということになりますので、この場合ですと、738万円を切った金額で応札に臨む覚悟といたしますか、応札できるところだけが応札すると、入札書を提出するということになりますので、こちらのモリタさんもそうですが、737万円という金額を提出されておるといこととでございます。これにつきましては、企業の中での経理水準とか、すべて計算した上での応札でございますので、もしここで落ちるといことになれば、これはきちっとした事業をしていただくというその承諾を持った形での入札執行という形に、私どもとしてはなりません。また、それでそのように内容等をきちっとした形で業者さんのほうと詰め合わせただいて、執行していただくというこういった形になりますので、よろしくお願いたします。

○町長 横江淳一君

質問いただいておりますけれども、菊地議員の質問が大変的を射ておまして、大変申しわけございません。まさにそのとおりでありまして、この指令車につきましては、阪神・淡路大震災以後、いろいろな都道府県が採用いたしました。ある意味、一昨年発災をいたしました東日本大震災で大活躍をいたしました。そういう指令状況をとりたいということで、我々も予算要求は実は消防署からいただきましたが、まだ時期尚早と。何をいつどういう状況でつけるか、そして、装備をどうするか、それから、アナログからデジタルに変わる状況、すべて加味いたしまして、今回の提出をさせていただきました。

ボディにつきましては、そんなにたくさんつくっているわけではありませんので、多分メーカーは2社だというふうに理解をいただいております。ただし、この金額につきましても、本当に皆さんの貴重な税金をいただくわけでありますので、今、蟹江町にとって、大きな災害も含めてでありますけれども、広域災害、火災含めて何が一番よく使われるかという装備をしっかりと精査をさせていただき、無線、そして、パソコン、Wi-Fi、すべてそこで情報がとれるように実はなっております。華美な装備をすれば、1,000万、2,000万際限ありません。ですから、それをどこで出すかということにつきましては、しっかりと消防署とは打ち合わせをさせていただきましたので、これは今入札が決まりましたので、装備等々につきましては、議員各位のほうにしっかりと資料を出させていただきます、こういう状況でこういうふうに使わせていただくということの説明を資料を出させていただきますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は精読とされました。

暫時休憩をいたします。

再開は11時ちょうどといたします。

(午前10時43分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 高阪康彦君

日程第16 議案第46号「平成25年度蟹江町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○10番 菊地 久君

11ページの中の総合福祉センター管理費の中の温泉使用料が359万1,000円、これは補正予算に入っておるんですが、これはどういうことになっておりますか。ちょっとわかりづらいので、もう一度説明をお願いをしたい。

それから、同じく11ページの委託料、東郊線の踏切道の拡幅の概略設計業務委託料で311万5,000円組まれておりますが、これもどのような形で東郊線の委託をどうしたいでどのような形でというような趣旨、目的はもう少しわかりやすく説明をしてもらいたいと思います。

○高齢介護課長 能島頼子君

総合福祉センターの温泉使用料についてお答えをしたいと思います。

温泉使用料は、本館と分館と両方の合計でなっているんですけども、このうちの分館の使用料が大変多くなってきておりまして、不足してくるというのが今の状況です。

これは平成24年7月ごろから使用料測定が正確になされていないと思われる状況が見受けられたために、温泉供給者である東放企業が量水器の部品交換を行うなどして注視をしてきておりました。一時期改善されたと思われたものの、その後も不具合がずっと続いていたために、昨年12月に量水器の全面交換を行いました。その量水器の交換後も、使用料の交換前と比較してかなり増加していたために、東放企業と協議をして、それから、町独自でも調査を行ってきましたけれども、漏水やサービスの内容の急激な変化など、使用料の増加につな

がるような要因は確認されずに適正なものと判断するに至ったものです。このため、平成24年度温泉使用料の当初予算に不足が生ずることが見込まれたために、不足分を補正させていただきました。

なお、今後も温泉使用状況については注視をし続けるとともに、サービスの低下にならない範囲で節水などに努めたいと考えています。

以上です。

○土木農政課長 伊藤保彦君

すいません、それでは、東郊線 J R 踏切道の拡幅の概略設計業務についてお答えをさせていただきます。

まず、東郊線 J R 踏切道の拡幅計画につきましては、議員各位より何度もご質問をいただいております、ヨシヅヤもオープンしまして、区画整理地内がさま変わりしつつありますが、依然として J R 踏切道が変わっていないことに対しまして、住民の皆様には大変ご不便をおかけしてまいることは重々承知をいたしているところでございます。

そこで、このたび拡幅概略設計業務の委託料の補正をお願いする経緯でございますが、7月18日に町並びに J R 東海の担当者も人事異動もございまして、協議事項の再確認をしたいということで、J R 東海のほうに出向きました。そんな中で、拡幅の絶対条件としては、1カ所踏切を廃止すれば確実に拡幅に応じていただけるということの言葉をいただき、見解をいただきました。

そんな中で、踏切は蟹江町に2カ所ございまして、1カ所は蟹江川左岸のカリヨンのところでございますが、1カ所と、北中学校のところ、八島踏切でございまして、この2カ所がございまして。こちらのどちらかを廃止するということになるわけでございますが、廃止に至っても、実際踏切道の拡幅がどのような形態でどのような状況になるのか。もちろん線路内含めて、それに対する道路線形もそうですが、その辺のところをきっちりしない中で、廃止をさせていただきたいということで前には進めないものですから、今回、線路敷地や南側道路線形につきまして、軌道敷地内にはポイントだとか、遮断機はどうするのだとか、いろいろなことがございます。それについては、設計を単独のうちの工事の担当の者で中に入って測量をするというふうになりますと、J R 東海のほうと非常に協議をして、何時何分の何時からどのようにというような非常に難しいことを言われるわけでございます。

そんな中で、これを委託に出して、その中身についてその辺のところの詳細をきちっと決めさせていただきまして、本当にどのような形態で拡幅ができるのかということのをこれから今後詰めるためのもと資料とさせていただくための補正予算の計上でございますので、今これができるからすぐ廃止して、すぐなりますよというふうなことではございませんので、その辺のところだけのご承知おきをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

まず、第1点目の福祉センターの温泉使用料、過去ずっと決算、使用料を払ってきておいて、それが話し合いで、リッター当たりか単価決まっておると思うんですけども、それが、例えば福祉センターの中で、足湯だとか、向こうの憩いの家などの利用を満たすために、使う回数を午後からだとかいろいろ決めておりますが、それをもっとふやしていこうだとか、そういうような形でふえるものなら利用でふえる。ところが、今言った設備やら漏水等々によってということになると、もう少しきちんとしておかないと、予算は組んで、それだけ要るからという形で終わってしまうおそれがありますし、それ以上原因もわからないわ、何もわからなかったら、誰が温泉使っておるのということになってしまうものですから、誰が責任者で誰がどうなのかと。温泉はいずれにしても尾張温泉から引いておりますので、その量がほっといてもお湯は流しっぱなしのお湯で幾らでも出るです。尾張温泉垂れ流しじゃないけれども、幾らでもお湯が出ますものですから、そうかたいこと言うなというぐらいの気持ちで話してもらおうと同時に、原因を早急にきちんとしておかないと。

この補正予算に出てきますと、何でと思うものですから、余分に使うようになっているならいいんですが、そうでないと、垂れ流しなんです。村の税金をほかつとると一緒になんの。だから、もっと徹底的に究明をして、きちんと原因はここであってこうだというようなことをしていただかないと、必要だったから払わにゃならんで払うで、予算を300万ということは、ちょっと我々としては納得できんですわ。無駄金だと思う。相手はどう言ってこようが、それはどうあれ原因をきちんとして、払うべきか払わんべきか。うちの受け入れが悪いなら、ぴちっとそれは原因はこうしますと、どうしますということをやらないと、だーだーになっていっちゃうよ。無駄な金になるんじゃないかというので、もう少し私はこの辺を追及をして、原因をやってもらわないと、金の無駄遣いと私は思う。だから、もう再度これはご検討を、対策を練っていただきたいと思う。

それから、今の東郊線の問題の踏切の委託料を出すというのは、大変勇気の要る決断ですが、これは町長の今度の所信表明の中でも、JRの蟹江駅の橋上化の問題だとか、東郊線の拡幅、もしくは陸橋、これは大きな大事業の大奉仕なんです。その一環の中で、当面今のままだと、本当にヨシヅヤさんが向こうへ行ってから、行ったり来たりで大変です。むしろこちらの西側のところの道路とつないでいく方法、あっちのほうが踏切は楽なんです。南北に行くにしても物すごく楽、スムーズに行く。それで、こちらの今の東郊線だったら、本当に向こうから来る人こっちへ行く、自転車でやって遮断機はおりるはということは大変でございますので、踏切を直すということも当面の措置として思い切ってやれるかどうかと。

それで、今の中でいつも出てまいりますことは、1カ所踏切をなくしてくれという条件が前提にあるとするなら、その前提を早く解決する方法はどうするんだという対策を全面的に地域に集まってもらってやらないかんです。やあやあ昔から言っておるものですから、それ

じゃ蟹江川の堤防のところ、思い切って廃止だと。だったらその下に何かできんかとか、堤防の下を何とか通れるんだなんかだとか、いろいろな対策があるわけ、それがちっとも見えてこない。須成の議員さんがしきりに質問をしても形はちっとも出てこん。

今回300万の委託料をつける以上はやるんだという固い決意を持たなんだら、どうなるわからんけれども、設計業者も一般じゃいかんもんでJRなんです。JRの前のときでもそうです。駅のときでもJRに一千何百万の委託でやろうとか、調査研究全部です。JR JRで、民間のところじゃないんです。どこやっても、鉄道をなぶったり、鉄道に関係するときには向こうの指定された業者の中でやっていっちゃうもんで、正しいかどうかわかりやせん、本当の話が。やられっぱなしになっちゃうよ。

だから、よっぽど腹を据えて300万が正しいかどうかは別として、使ったら使ったで実現するためにはどうするんだと、よしわかったと。1個本当に廃止になったらこれだけのものはできるんだなということをやらないと、何十年たっただけできっこないですよ。できっこない。橋上駅をもう大変な金額では、当面、じゃ東郊線をどうするんだと、県のほうに前にも質問のときに、陸橋を何とか、県会議員使ってもいいし、あれしてでもいいし、何とかならんかと。しかし、見通しができないということなら、当面の措置みたいなもんで少しでも拡幅をできんかと。幾らかかるかわからんけれども、陸橋やるより安いに決まっています。

そのときに一番の大変なことは、地元の須成の皆さん方のご理解、どっちがいいかは別として、蟹江川のほうを、例えばあそこの踏切の通る人の人数、なくなった人にはどう影響があるかとか、それを例えば実態調査を町が掌握したりしとるかどうか。あるとするなら、まず、少し俎上にのせてもらいたいと思うもんですから、実態調査をされて、どの人が1日何人ぐらいあそこをお通りになっておみえですか。そして、廃止されたときにはどういう人たちに影響があって、その人は生活が非常に困ると、絶対やだというようなことなのか。その辺はどのように掌握をされておみえですか。今もし掌握されたようなものがあったら教えてください。私も須成でなくて外部だ、よその人間なんで、余り言うと、よその人間が要らんことを言うなどと言われるといけませんけれども、これは蟹江町の重大な懸案事項の一つですので、我々も思い切ってどこかで断を下さないと前へ進まんですよ。

それと、もう一つは、蟹江川を下から、何百億かしれませんが、県が拡幅をし、堤防も直すという話があったもんで、そのときに一緒に、あれは踏切でなく下を通れる道にしてもらえればという頭があったんですが、県のほうも何か知らんけれども、蟹江川の改修工事をストップしちゃつとるもんですから、その辺も一遍話をしながら、どうなるのと。やはりこれはもうここまで来た以上はほっとけないと思う。

だから、委託料をこれだけ300万じゃすまんかもしれません。500万になるかもしれないし、工事費を例えば本当になれば、踏切の拡幅の工事も必要になってくるし、やるんだったら本当に4年以内、町長の今当選ばかりですが、4年以内に東郊線の拡幅は完成させないかんて

す。そうしたらいつまでたつたって前へ進みません。だから、やるという腹を決めたら全庁挙げてまずやろうということが必要だと思うものですから、腹を固めて地元と相談せにゃいかんです。どっちでもいいようなことを言っておると、10年たつたって20年たつたってこんな終わりっこないです。だから、その踏切を廃止するということは勇気の要ることですが、ご協力いただくことによって東郊線の拡幅ができるんだよと。そういう説得をできるならできるといふ腹を固めて言ってもらいたい。

だから、現状どうなんですかと、蟹江川のところの踏切、あるですよ。私もたまに通ったこともありますけれども、あれ生活圏として、生活道路として、利用価値としてどうなのと一遍話し合いを積極的に進めるのか進めないのか、もしわかっておいたら言っていたいで、大事なことでございますので、担当者で無理だったら部長なり、町長なりで、もっと真剣に。やはり300万の金で、普通委託料と簡単ですよ、書く分には。大変なことなんだよ、これは。ここ委託料つけたってことは。腹張ってつけたと私は思ったから、お答えをしてもらいたいと。

○産業建設部長 水野久夫君

東郊線の踏切拡幅につきましては、議員各位にもいろいろご心配をおかけしております。以前の答弁でもお答えしましたように、踏切の拡幅につきましては、ある踏切を閉鎖するですとか、あるいは現況の踏切の中で本当に鉄道の軌道上問題ないのか、道路の線形として問題ないのかと、いろいろな解決しなければならないことがございました。今回補正として上げさせていただきましたのは、そんな中の一つとして、軌道設計上にどういう方法がとれるのかということを検討するために業務として上げさせていただきました。議員が言われますように、この補正を上げさせていただくのは、私どももかなりの決意を持って上げさせていただいたつもりでおります。

ただ、先ほど課長が答弁申しましたように、7月の打ち合わせの中で一つの平面踏切を閉鎖すればという条件といたしますか、JRからの話がございました。私どもももともと蟹江川の左岸の踏切を、一つの閉鎖する踏切というようなことで位置づけをして、いろいろ検討しております。議員のお尋ねにもありましたように、踏切の1日の利用者数、それと、現況の東郊線踏切の利用者数もあわせて調査をいたしました。

申しわけございません、今ちょっとここには手持ちの資料がございませんので、具体的な人数等は申し上げるわけにはまいりませんが、蟹江川踏切につきましては、100だったか、150だったか、ちょっと数字は定かではございませんが、私どもが思うには、決して多い通行者ではないというような、廃止も何とかご無理を言ってお願いができる数字ではないかというような認識を持っております。

ただ、幾ら少ないとはいえ、実際にそこを利用されておる方に見れば、ここの踏切を塞ぐことは絶対反対だというようなそういったご意見が出てまいりますので、今回の委託と

あわせまして、地元へのそういった面でのお願いをするための説明会等も計画をしております。今回、委託でこういうものを上げさせていただいたのを、東郊線踏切に対する私どもの本格的なといいますか、しっかり拡幅に向けていろいろな障害を乗り越えていくというような意思表示の一つでございますので、何とかご理解をいただきたいと存じます。

○民生部長 佐藤一夫君

温泉使用料につきまして、お答えをさせていただきたいと思えます。

これは福祉センターの分館についてでございますが、先ほど課長も答弁させていただきましたが、去年の夏ごろからこの温泉の使用料、これは毎日一日に使った量を確認をしておるわけでございますが、だんだんと減ってきて、一時はもうゼロになってしまったということが続いたわけでございます。そういうこともありまして、東放企業のほうとどうしてだろうというような話をするとともに、そういった状態が続きましたので、東放企業が量水器の一部部品を交換をいたしました。そのことによって動き出したわけでございますが、また、1カ月ちょっとたった後に完全にとまってしまったということがありましたので、今度は量水器全体を完全に交換をしたということはございました。

それで、その後、量水器の交換後に、東放企業のほうから請求が来た温泉の使用料金、これを見ましたところが、非常に急にふえておったというのが現状でございます。その点につきまして、量水器交換をしたその当時から、この量水器といいますのは、道路から福祉センターの敷地に入ったすぐのところにメーターがついております。水道と同じような形になっております。それで、そのメーターを1日の営業が終わった後、数字を確認をいたしました。翌日の朝、これは毎日やっておるんですが、メーター確認をしましたところが数字が変わっておりません。ということは漏水ではないだろうということと、それから、浴室、浴槽のあたり、それから建物の周辺、こういったところを目視で見ましても、漏水の跡はないというのが現状としてございました。

それから、もう一つには、温泉の使用料について、過去経緯がどうであったかということ調べましたところが、平成に入りまして、平成10年ちょっと前ぐらいのところから経過を見たんですが、だんだんと温泉の使用料が減ってきております。ただし、温泉の使用料が減っておる割に、分館の利用者数ですとか、これはそんなに変動ございません。というのは、もういっぱいの方が利用されておるんだろうなということと、それから、開館日、開館時間等についても変動ございません。それから、温泉の使い方について、これはシルバー人材センターのほうに委託をして、そちらの会員が毎日おって、そして、福祉センターの職員が見ておるとい状況になっておるんですが、温泉の使い方自体にもそんな大きな変動が出るようなそういった要素はないという点がございました。そういったところから考えますと、温泉使用料が年々徐々に減ってきておったということ、そのあたりから考えてみまして、量水器交換後の請求をされた金額が急にはね上がってしまったということではなくして、その金

額が正当なものではないのかなというふうな判断をしたということでございます。

それから、本館のほうにつきましては、過去何年かの使い方と使用料金についてはほとんど変わっておりませんので、分館の量水器が原因であったらという結論に至ったわけでございますので、よろしく願いいたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

今の11ページの東郊線道幅のことに関連してお伺いしますけれども、東郊線ができましたもう20年以上たつわけですが、この20年間の間に何とかこれを拡張できないかという議会からの意見というのはかなり多く出ていたと思うんです。特に須成の皆さんからも繰り返し繰り返し、鶴の首のようになっているというお話があったと思うんです。

そこで、これが拡張できない理由の一つに、構造上の問題ということをお答えされた記憶があるんです。つまり踏切の中にありますポイントの位置だとか、専門性のときのことは私はよくわかりませんが、そういった構造上の問題でああいう形になったというお答えを何度かお聞きしている記憶があるんです。そうやってきますと、その構造上に問題があつて拡張ができないという理由が、どうなんだろう、どうしてまた新たにここを調査を委託をして、何を調べるかわかりませんが、構造上の問題でできないというお答えがありましたので、これはそういうふうには理解していたんですけども、そうではないということなんですかね。新たに構造まで変えるようなことに発展するのか、どういうことなのか。ちょっと振り出しに戻ったような感じでよくわかりませんので、その構造上によってできなかったというお答えをいただいていたから、それについて説明をいただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

中村議員の構造上の説明については、担当者、一遍後で答弁させていただきますが、先ほど菊地議員の話に大いに関連いたしますので、まさに今、中村議員おっしゃったように、この東郊線の踏切道幅につきましては、私も議員のころからも実はもう理解をしておりまして、特に町長になってからも8年間、毎回のごとく須成の議員さん、そして、ほかの議員さん含めて、皆さんから道幅がどうなっておるんだということ、町民の皆様方からも、タウンミーティング等々でもいただいておりますのも十分理解をさせていただいております。このことにつきまして、決して怠っていたわけではなく、JRの担当者の話し合いの中で、どうしても進捗状況が思うに任せない状況があったのも事実であります。

近鉄のエレベーターの設置の状況とよく似ておりました、担当者がかかるたびにどうもじっくりいってないという部分が、これは鉄道事業者すべて共通する点なのかなということをおっしゃったんですけども、今こういう状況になって、3期目スタートをさせていただき、担当者との打ち合わせの中で、JRとのしっかりとした道幅状況を進めてくれるということで、今回委託料を出させていただきました。

このことにつきましては、先ほどの構造上の問題については、僕の記憶では、構造上の問題が悪いから拡幅ができないということではなくて、拡幅をすることによって踏切の下にあるいろいろな機械の状況が西側のほうにはずれづらくて東側のほうにいかなくちゃいけないので、民家の移転を伴うことがあるかもわからないというそんな答弁をさせていただいたというふうに私は理解しています。構造上の問題では多分ないというふうに思っております。それも含めてどういう道路の形にするのか、踏切をどのくらい拡幅するのかということも含めて、委託料を出させていただきました。

それで、それに伴いまして、菊地議員の質問でありました踏切の撤去、このことについてはもう何度もお話をさせていただいております。それで、今後地域の住民の皆様方並びに議員の皆さんにも、まず、こういうことをさせていただくのでこういう話になるかもわからないということで、しっかりとこれはお話を進めていきますが、ただ、先ほど言いましたように、蟹江川の左岸堤は、私の記憶でも百数十人の方が1日通っておみえでございます。お亡くなりになられた猪俣議員からも、今村の人も何人だというような報告も受けました。

そんな状況の中で、八島踏切、あそこは今、北中へ通うほとんどの中学生が使っております。それで、PTAの関係の方にも話をさせていただきましたが、八島踏切については大変利用価値が高いという位置づけがあったと思いますけれども、今後自転車通学がふえたときに、あそこを今度自転車で通ったらどうなんだろうという新たな危険がああ地域にあるのではないのかなということも視野に入れながら、八島踏切並びに蟹江川の左岸堤、ここの停止というのか、それを皆さんと話をしていかなきゃいけないのかな。それをもう本格的にやらせていただくということで、きょう補正予算を出させていただきました。

この300万円につきましては、決して安いお金ではありませんので、しっかりとJR側と話をし、確約をとった上で踏切の停止並びに拡幅をしっかりこれからやってまいりたい、早い時期に結論を出したいというふうに思っておりますので、ご理解をいただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○産業建設部長 水野久夫君

今ある踏切は平成4年だったかに開設されております。恐らく、その当時どういった経緯であそこの今の位置に開設されたかというのは私もちょっと存じておりませんが、東郊線の延長につくられたというような単純な発想なのかなと思います。南側の東郊線の延長のところでできておりますので。ただ、その後、平成9年だったか7年だったかに、もう既に拡幅のご要望が出てまいりました。ただ、開設したときには、先々は広げなきゃいけない、歩道もつけなきゃいけないだろうなというような想定はなかったと思います、その後の利用者、あそこが踏切が通り抜けたことによって交通量がふえたり、歩行者がふえたりしたことによって、もう少し広い、拡幅した歩道のついた踏切が必要だよということで、拡幅の要望が出てきたものと思われまます。

今回、いろいろお話を進めておるんですけども、構造上の問題の話を今、議員お尋ねでございまして、いろいろJRと話をしていく中では、今ある踏切のすぐ西側にポイントがございまして。軌道の設計からいくと、ポイントから何メートル以内は踏切がだめですよ、踏切とポイントを離さなきゃいけないですよという基準があるそうです。現状の踏切でもこの基準を犯しています。基準どおりの幅がとれていません。だから、とれていないにもかかわらず、どうしてあそこに踏切が広がったかというのはちょっと私も存じませんが、今回広げようとする、人の流れから見ると、西側に広げるとというのが一番スムーズな流れが確保できるわけですけども、西側にはもう既に数値を犯しているポイントがあるものですから、さらにそこに踏切を拡幅するということは、JRの見解としてはだめですよという見解なんです。

仮にポイントも全部ずらしてしましましょう、ポイントももっと西のほうにずらしましようということになると、あそこは旅客だけではなくに貨物も往来します。貨物、当然長い車両なものですから、駅の東にある今のポイントと西側にもポイントがあつて、そのポイントの中に貨物がおさまらないとかいうような状況にもなるものですから、踏切のすぐ近くのポイントを下がると、先ほど菊地議員の言われましたけれども、ポルトのほうの駅の西のほうの踏切、あちらのほうのポイントまで全部さわらなきゃいけないということで、非常に経費がかかってくるような状況になります。

そんなことも含めて、JRとの中で許されるといいますか、今の踏切、ポイント近いんだけれども、もう少し西にも何か少し、東にももう少しということで、両方で広げるかどうか。西は絶対だめだから東しかだめだよとかというような検討を今回の委託の中でさせていただく。まさしく鉄道の軌道設計の中で許される範囲がどこなのかというのを検討させていただくというのが今回の委託の内容でございまして、今ある踏切に構造上の問題があるのかなんかというわけではございません。設計上のポイントとの近接云々というのは確かに犯しておるかもわかりませんが、どこかが弱いとか、そういうような構造上の問題があるわけではございません。

○10番 菊地 久君

これはもう本当に前から条件出てきておるのは、2つある踏切のうち1つをなくしてくれたらいいよというのは前提になっておるわけ。だったら、さつき町長が1個減らすように努力したらいいんだねということ逆の形でいわなあかんわけ。こっちは一生懸命やって、地元の人のご協力をいただいて、例えば蟹江川の左岸堤を、わかりましたと、理解をしましたと。だったらすぐ、わかりましたと言ってJRは言うてくれるかどうかということ、大事なことなの。そこになったらまた同じようなことを言って、ポイントがどうだろうか、あれがどうだろうか、できんと。結局やらせんということだわ、JRは。そうでしょう。だったら、前提条件としてどうあれ、ここは拡幅すると。拡幅するためにはこういう形の構造ならでき

ましよう。ただし、町のほうは必ず1個やる。よしわかりましたと言ったときに、前へ進むかどうかなんです。前へ進もうとすると、また、ああとかこうとか言って、結果的にはものをやらせんということだけは、JRは。そうでしょう。やらんようなJRに対して、ごと言っておってもいかんで、どうしたらいいかということをお我々も真剣に考えざるを得ないんです。たとえ担当者だけでやっておっても、何十年たつたって同じことばかり繰り返しておるでしょう。

蟹江がいい悪い別にして、ヨシヅヤさんが向こうへ移転した。これは確かに商圏としてふえてきて、向こうから来るだろうし、いいことに、海部、大治、AOK、そして、飛島のTの南北について非常に提携をし、行政もということだから、だったら、JRなんてごと言っておるんだったら、その東郊線を陸橋にするときにはどうなるのと。陸橋にし、橋は打ち込んでいかにやいかんもんで、地質調査やら何やらいっばいかかってくるわけ。だから当面やりやすい方法としては拡幅だよ。だったら、そういう大胆にやっついていかんと、もうJRは金もうけとるもんで、しっかり利益をあげておる、JRは赤字会社じゃないんで、結構金をもっておるので、いいんだよ、今がチャンスだよ。

だから、地元の声をいかに大きく上げていくかということが政治を動かすことなんです。それで、担当者同士でやっついておってらちが明かないなら、もっとどういうことをしてもらったほうがいいかと、町議会でも議会も挙げてJRの東郊線拡幅特別委員会をつくってもいいよ、議会なら議会で。それで、一遍直接JRへ交渉に行こうと。行かにか国交省へ行こうと、こういう動きをしないと、今まで聞いた話だと、何か行ったり来たりで結果的にはできるのという不信感になっちゃう。

町長は今度政治生命をかけて、当選したときの公約でも、JRの橋上駅の問題、陸橋の問題など出てるわけ、これが全然緒につかんようなことじやいかんとも思うんだ、前にみんなしてやるならやると。もうごたごた言っておるようなことは過ぎちゃっておるの。もう何十年と聞きあきちゃった、みんな。だから、行動に移すにはどうするかと、事務局の皆さんに言ってもいかんけれども、皆さん、説明聞かたびにいらして血圧が上がるわけですが、ぜひそういう意味で私は、担当者は担当者で一生懸命やってくれておりやいいので、政治生命をかけて町長自身が、俺はやるぞと。それはJRさん言ったとおり、わかったと。踏切それじゃ話つけてやるがどうだと、びしと言えるような体制を町長がつくれれば、我々議会もつくると。体制があることによって交渉もしやすくなると思う。

そういう意味で、申しわけない、議会側のほうも傍観者ではありませんでした。やっつちやっつちやっつちという今日まで何十年もたつちやっつち、あんなふうになつちやっつちしておりますので、ぜひ腹を固めてやるような方向も、役場の庁内もしっかり頑張ると。当然我々も、これは抜き差しならんやりにやいかんときだと思ふ。それで、県にも陸橋の問題も真剣に取り組んでやっついていかにやあかんし、私は名古屋市合併論者だもんで、何としてでも、春田か

らこっちの効果は予算が違います、金が違うので、名古屋市の都市計画という形でやらせたいと思っていますが、私が言うよりも町長の言うとおるほうのそっちのほうが早いかもしれんし、いずれにしても早くやらなあかんということです。それほど重要な路線だと思ってますので、ぜひ腹を固めて前へ進むように。

須成の人にもまだ言ってないでしょう、対策を地域の人にびしっと言ったほうがいいですよ。そこで反対運動が起きるなら、反対運動が起きたほうがいいの。それで大きくなっていく。政治課題にせにゃいかんですよ、こんなことは。このままでは絶対いかん。だから、やはり地元の舟入の人や地域の人に、こういうことをやるためには悪いけれどもこれは閉鎖させてくれと、方針をきちんと出すべきですよ。反対なら反対でもいいんですよ、それが一つの闘い方であり、一つの動きになるんです。今全然動きあらせん。そういう覚悟を持ってぜひ。この300万のことで大げさに言いますが、そこまで考えての予算300万のつもりで、相手と話し合い、交渉せにゃいかんということを使うんですよ、相手に当たる時にも。そういう意味でぜひやらにゃいかんと。

○議長 高阪康彦君

答弁要りますか。

○10番 菊地 久君

町長言うと思いますよ。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

ちょっと話が食い違っている感じがしないでもないんですね。これは精読になっていますので、補正予算というのは。ここまで突っ込んで話ししても悪いので、最終日までにちょっと整理していただきたいと思うんですが、当時踏切をつくったときは、JRは平面交差の踏切は新たにつくらないという方針がありまして、それを無理やり——無理やりという言い方はおかしいですけども、何とかここを通してもらうことで非常に利便性がいいよということで、本当に当時の町長たちに努力してもらって、その構造上によりまして、ああいう鶴の首になっちゃったんだけれども、ああいう形で通しましょうということで通してもらったという経過があったんですね。そのときに、そういう平面交差はしないんだけれども、こういう平面交差をするについては八島踏切とそれを閉鎖するということが当時の条件の上にこれを通してもらおうという話だったと思うんです。そういうふうに私も理解しているんですけども、ところが、伊藤議員の質問にもありましたように、そのままそのときの約束が守られずに、踏切は存続をされてると。八島踏切とかそのまま存続をされていると。そのことが問題ではないかと、伊藤議員からも質問あったんです。

ですから、私たちの認識としては、もう踏切を通すときにこちらは閉鎖するよという条件のもとにJRとやったというふうに理解しているわけ。ところが、今の話は、拡幅するため

にこっちを閉鎖しろみたいな話になってきているから、ちょっとその辺は振り返って、最後のときに少し整理して説明をしていただきたいというふうに思いますので、これも精読になってますので、ちょっとそこら辺、整理して最終日に説明していただきたいと思いますので、お願いします。

○町長 横江淳一君

今、中村議員の話については、ちょっときちっと資料を調べて出します。ちょっと僕は違うような気がいたしますが、そうではなくて、皆さんもご理解いただいていると思いますけれども、拡幅については、先ほど部長が言ったとおりでありまして、本来僕もJRへ2回、3回行きました。そのときにはもうけんもほろろで、もともと平面交差なんてのはなかったんだけれども、1つ踏切を閉鎖することによってあそこを通しましたよと、そういう話がちゃんとありました。それは中村議員、そうです。そこを拡幅するなんて話はもともとないんです。

ですから、それを我々が拡幅をさせてくださいと。理由は何ですかというから、いや、JRの北側に区画整理事業があって、大きな市街地がここに広がりますと。今こういう状況ですと大変危険なんで、暫定の踏切はわかっておりますけれども、何とかもうちょっと歩道の部分だけ広げていただけるといいんですねということを再三再四申し上げたんですが、そんなことは約束してないし、全く関係ありませんと。とにかく非常にづらい返答の仕方でした。これは僕も直接行きました。

ただし、こういう論議がずうっと起こりまして、市街地ができました、ヨシヅヤさんができました。今現状、あそこの踏切を見ておきますと、本当にいつ事故があってもおかしくない状況で、すれすれのところで今、皆さん歩いておみえになりますので、こんなことは絶対何とかせなきゃいかんということは、もう前から思っておりまして、力が足らなかったのは大変申しわけなかったんですけれども、再三再四JRに申し上げ、我々が3期になり、再度この話をして、しっかりと拡幅の条件はどういう条件ならやってくれるんだというその真意までつかめということで話をさせていただいたら、じゃ、どういう状況で拡幅ができるかということ、まず委託料をつけてやらせていただけんかということなんで、じゃやりましょうと。ただし、我々が踏切を閉鎖するからという条件ではなくて、当然向こうから言ってくる条件として、それがあろうというふうに理解をしていますので、閉鎖はしたは、拡幅はしないでは、我々とてもではないですけども、住民の皆さんに説明できません。ある意味委託料を出すことによってしっかりそういう話をしながら、こちらで閉鎖をするならどういう状況がいいだろうということを早急に地域の皆さん、議員の皆さんにお話をさせていただくというそういう流れだというふうにご理解をいただけるとありがたいと思います。

先ほど中村議員のおっしゃったことについては、しっかりと経緯経過を最後まで、精読になっておりますので、説明をさせていただくようにさせていただきますので、よろしくお願

いしたいと思います。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は精読とされました。

暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午前11時56分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆様のお手元に指揮車の概要というパンフレットが配付されておりますので、お願いをいたします。

(午後 1時00分)

○議長 高阪康彦君

日程第17 議案第47号「平成25年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第47号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第48号「平成25年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第48号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第49号「平成25年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第20 議案第50号「平成25年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第21 議案第51号「平成25年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第22 議案第52号「平成25年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 佐藤一夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第23 認定第1号「平成24年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」ないし日

程第30 認定第8号「平成24年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者・会計管理室長 橋本浩之君

提案説明した。

○上下水道部次長 絹川靖夫君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

ここで、平野代表監査委員より審査意見を求めます。平野代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 平野正雄君

蟹江町代表監査委員の平野正雄でございます。日ごろ議員の先生方、町の職員の方々にはいろいろお世話になっております。この場をお借りしまして、御礼の言葉を申し上げたいと思います。私はこの1年間、蟹江町の監査を誠実に、公正に行ってまいりました。今後とも蟹江町のため、町民のために全力をもって務めてまいりますので、何とぞご指導のほどをお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料のうち、平成24年度蟹江町決算審査意見書を読み上げます。

平成24年度蟹江町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見、水道事業会計における審査意見並びに平成24年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見を申し述べます。

なお、本意見書の数値は、2ページ目次の下、注にございますように、切り捨てを基本に記載されておりますので、決算と各関係書類は合致しない部分があることをご承知ください。

それでは、意見書の3ページのほうをお願いいたします。

平成24年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成24年度蟹江町一般会計歳入歳出決算
- 2 平成24年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成24年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 4 平成24年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算
- 5 平成24年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成24年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成24年度蟹江町土地開発基金運用状況

第2 審査の期間

平成25年7月3日から平成25年7月19日まで

第3 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等を活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査した。

なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め審査の参考にした。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調整されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められた。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

4ページに移ります。

第5 審査の概要

1 総括

各会計間における一般会計及び特別会計予算総額は、164億3,615万7,000円（前年度比2.7%減）となり、これに対して決算額は、歳入総額165億802万3,000円、歳出総額157億3,532万7,000円、歳入歳出差引額7億7,269万6,000円、翌年度繰越財源充当額4,575万6,000円、実質収支額7億2,694万円であります。

一般会計、特別会計の内訳は次のとおりであります。

下のほうの2 一般会計

歳入歳出決算額は、歳入総額94億8,932万9,000円（予算額に対する収入率101.1%）、歳出総額90億726万7,000円（予算額に対する執行率96%）、歳入歳出差引額4億8,206万2,000円、翌年度繰越財源充当額4,575万6,000円、実質収支額4億3,630万6,000円である。歳入歳出の決算状況は以下のとおりとなっておりますので、お目通しください。

特別会計につきましては、16ページ以降となっております。

3 特別会計

特別会計は、国民健康保険事業特別会計を初め6会計である。これら特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額70億5,671万円、歳入総額70億1,869万3,000円、歳出総額67億2,806万円、歳入歳出差引額2億9,063万3,000円、翌年度繰越財源充当額ゼロ円、実質収支額2億9,063万3,000円である。各会計別の決算状況は次のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、むすびといたしまして、23ページをお願いいたします。

むすび

平成24年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を表す書類に

ついて審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適切であると認められた。

平成24年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入165億802万3,000円、歳出157億3,532万7,000円で、前年度に比べ、歳入が3億5,339万8,000円（2%）、歳出が4億8,805万6,000円（3%）それぞれ減少している。

また、歳入歳出差引額は7億7,269万6,000円となり、そのうち、行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は4億3,630万6,000円の黒字である。

財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.87で、前年度に比べ0.01ポイント下がりにはしたが、経常収支比率82.5%、公債費比率6.2%など、健全財政を堅持しているものと認められる。

歳入については、主要な財源である町税等の収入未済額は別表22ページのとおりである。町税の収入未済額は3億2,658万円（徴収率93.4%）で、前年度に比べ9,710万7,000円の減少、国民健康保険税は4億3,891万5,000円（徴収率67.2%）で、前年度に比べて8,015万3,000円減少している。

これは平成23年度より愛知県西尾張地方税滞納整理機構へ派遣した職員が2名となり、滞納徴収もスムーズに行われ、また、滞納になる前に電話催告等を行ったことが未納額減少の要因であると思われる。今後も税の公平性を保つため、踏み込んだ滞納対策を実施されることを望むものである。

歳出については、効率的な財政運営に努められているが、各施設の老朽化により建物・空調関係の修繕が多くなってきている。今後も修繕料が増大すると思われるので、耐用年数等を考慮の上、計画的に修繕を行うことが望ましい。

職員管理については、昨年に比べ良好な環境が整ってきていると考えられるが、休暇等の取得は所属長が業務内容を把握し、管理・指導により適切に取得できるよう望むものである。

また、今年度より管理職の退職者が急増するが、今後行政運営に支障がないように、適正で計画的な人事配置、人事管理が必要であると思われる。

最後に、景気が上向き傾向にあるが、いまだ財源確保が困難な状況が続いている。今後の行政運営に当たり、合理的でよりよい行政サービスに努められることを切望するものである。続きまして、平成24年度蟹江町水道事業審査結果を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

平成24年度蟹江町水道事業決算審査意見

第1 審査の期日

平成25年6月25日

第2 審査のために提出された関係書類

1 決算書類

決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表

2 附属明細書

収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、資本的収支と補てん財源明細書、企業債明細書、固定資産明細書

3 決算附属書類

事業報告書

第3 審査の方法

審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているか着目し審査した。

また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め審査した。

第4 審査の結果

審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確である。

また、経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められた。

以下、28ページから36ページまではお目通しのほどをよろしく願いいたします。

むすびといたしまして、37ページをお願いいたします。

むすび

以上、平成24年度の水道事業会計決算について審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管施設工事が施工され、安全な水道水の安定供給が図られている。

経営成績においては、収益的収支では、水道事業収益6億9,719万5,000円で、前年度に比べ588万8,000円（0.8%）の増収に対し、水道事業費用6億2,347万2,000円で、前年度と比べると1,437万6,000円（2.2%）の減となり、経常収支としては7,372万2,000円（税込）純利益となった。

なお、水道料金は6億8,955万1,000円で、前年度と比べると345万9,000円（0.5%）の増収となった。

次に、資本的収支では1億2,467万円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額1億3,766万4,000円と比べると、1,299万4,000円（9.4%）減少している。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金4,492万9,000円、当年度分損益勘定留保資金7,655万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額318万3,000円をもって補填されている。

有収率については95.8%で、前年度と比較すると1.5%増加している。これは計画的な老朽管の布設替えを行った結果である。

次に、水道料金の収納率は96.6%で、前年度より0.1%減少している。今後消費税の引き上げ、下水道の供用開始などに伴い、節水意識の高まりにより給水量も減少することが予測される。また、水道料金収納については、コンビニ収納、電話催告など、未納者をふやさないうよう早期の収納に努められ、収納率の向上に最善を尽くされたい。

最後に、経営の安定化をより一層図り、町民の期待に応えられるよう望むものである。

以上申し述べ、平成24年度水道事業決算の意見といたします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び22条の規定に基づき、審査に付された平成24年度財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりになりました。

40ページをお願いいたします。

平成24年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 平成24年度実質赤字比率
- (2) 平成24年度連結実質赤字比率
- (3) 平成24年度実質公債費比率
- (4) 平成24年度将来負担比率

2 資金不足比率

- (1) 平成24年度蟹江町公共下水道事業特別会計資金不足比率
- (2) 平成24年度蟹江町水道事業資金不足比率

第2 審査の期日

平成25年7月25日

第3 審査の方法

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつこれらの書類が平成24年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、あわせて関係職員からの説明を聴取した上で審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつその計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示していると認めた。

41ページに移ります。

財政健全化審査意見

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

24年度の基準は、早期健全化基準14.16%、財政再生基準20%であります。

当蟹江町でございますが、エの判断、下のほうにございますが、一般会計等実質収支額は4億3,677万5,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は計上されません。

(2) 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

24年度の基準は、早期健全化基準19.16%、財政再生基準30%であります。

当蟹江町でございますが、中ほどのエの判断、連結実質赤字額は14億9,073万1,000円の黒字であるので、イの指標のとおり、連結実質赤字比率は計上されません。

(3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

24年度の基準は早期健全化基準25%、財政再生基準35%であります。

43ページに移ります。

当蟹江町でございますが、エの判断で、実質公債費比率はイの指標のとおり6.2%で、早期健全化基準の25%を下回っており、健全な状況にあります。

(4) 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

24年度の基準は、早期健全化基準350%であります。

当蟹江町でございますが、エの判断で、将来負担比率はイの指標のとおり34.8%で、早期健全化基準の350%を大幅に下回っており、健全な状況にあります。

2 意見

本町の一般会計等における財政健全化判断比率は前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準に触れることなく良好な状況にあると認めた。

続きまして、44ページであります。

経営健全化審査意見

1 資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

24年度の基準は経営健全化基準20%であります。

当蟹江町でございますが、下のほうの（4）番の判断でございます。本町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はないので、資金不足比率は、（2）の指標のとおりいずれも計上されないこととなります。

2 意見

本町の公営企業における経営の現況は、いずれの会計においても流動資産が流動負債を上回っており、良好な状況にあると認めた。

以上をもちまして、各項目の審査意見の説明を終わります。長時間ありがとうございました。

(代表監査委員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号ないし認定第8号は、来る9月18日、20日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号ないし認定第8号は、来る9月18日、20日の両日に審査することに決定されました。

ここで、平野代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。ご苦労さまでした。

(代表監査委員退席)

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、同意3号「蟹江町固定資産審査委員会委員の選任について」ないし同意第5号「蟹江町固定資産審査委員会委員の選任について」、議案第44号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その1)請負契約の締結について」、議案第45号「指揮車購入契約の締結について」の6議案を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、6議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第31 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第32 同意第3号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第3号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第33 同意第4号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第4号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第34 同意第5号「蟹江町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第5号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第35 議案第44号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事学戸新田処理分区(その1)請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第44号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第36 議案第45号「指揮車購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第45号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後 2時37分)